

随意契約結果(物品等)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
28	ブックスタート事業用 絵本 買入	51図書	(N)ブックスタート	2,528,240	令和2年6月17日	地方自治法施行令 第167の2第1項第2 号	G8	—

随意契約理由書

1 案件名称

ブックスタート用絵本買入

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 ブックスタート

3 随意契約理由

ブックスタートとは、乳児とその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して乳児と心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動であり、地域がかかわることで子育て家庭を支援していることを保護者に伝え、子育て家庭の孤立化を防ぐことも含め、1992年にイギリスのバーミンガムにおいて取り組みが始まった。

本市が実施するブックスタート事業は、このブックスタート活動の趣旨をふまえて実施しているものであり、事業を効果的かつ円滑に実施するためには、ブックスタート事業に関する最新の情報を入手し、事業サポートが可能なノウハウを蓄積しており、さらにブックスタートに適切な絵本を、送料等を含めた特別価格でかつ安定供給できる事業者と契約することが必要である。日本の特定非営利活動法人ブックスタートは、その理念を国内で普及するため、ブックスタート事業の立ち上げから取り組みにおけるサポート等の情報提供や研修を行っている。その運営には児童文学者や小児科医師、発達心理学、図書館、保育、地域づくりなど様々な分野の専門家が理事として参加している。また、当法人は学識有識者からなる絵本選考会議において、ブックスタートの趣旨を十分にふまえた絵本を選定し、事業実施に必要な十分な冊数の確保と他の自治体への納入実績等、安定的かつ迅速に絵本の供給を滞りなく行っている。

以上のような理由から、地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、特定非営利活動法人ブックスタートと随意契約により、ブックスタート事業用絵本を購入するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ
(電話番号 06-6208-8112)